

飼養保管施設・動物実験室廃止届

名古屋大学 長 殿

名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程第28条第1項の規定に基づき，飼養保管施設・動物実験室の廃止について次のとおり届出ます。

1 廃止する飼養保管施設 （以下「施設」という。） 又は実験室の名称	
	設置の承認日及び承認番号：平成 年 月 日 第 号
2 管理者	所属： 職名： 氏名： 連絡先：
3 廃止年月日	平成 年 月 日
4 廃止後の施設又は実験室の利用予定	
5 廃止時に残存した飼養保管動物の措置 （施設の場合のみ記載すること。該当項目の□にマーク（■）すること。）	残存飼養保管動物の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合の措置
6 特記事項	
7 動物実験委員会記入欄	
8 部局の長の記入欄	名古屋大学 長